

平成 23 年度政策評価実施結果報告書

～ 国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの結果の政策への反映状況～

平 成 2 4 年 7 月

国家公安委員会・警察庁

目 次

1	政策評価に関する計画の策定状況	1
2	政策評価の実施状況等の概要（総括表）	3
3	評価対象政策の一覧	
(1)	事前評価	
ア	規制の事前評価	4
イ	租税特別措置等に係る政策の事前評価	4
(2)	事後評価	
ア	実績評価方式	4
イ	総合評価方式	6
ウ	事業評価方式	6
4	政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）	
(1)	事前評価	8
(2)	事後評価	10

別添 政策体系（国家公安委員会・警察庁）

1 政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年3月18日改訂 平成22年7月8日改訂		
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	平成21年1月1日から24年3月31日まで	
	2 事前評価の対象等	<p>政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</p> <p>事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</p>	
	3 事後評価の対象等	<p>政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の方策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの <p>計画期間内に対象とする政策：17政策</p>	
	4 政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。	
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>	
実施計画の名称	平成23年度政策評価の実施に関する計画（平成23年3月31日策定）		
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：</p> <p>(1) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価書を作成。</p> <p>(2) 平成23年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価を実施（24年度に評</p>	

		価書を作成)。 事業評価：11の規制及び2つの事業について評価書を作成。 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成23年度実績評価計画書」(平成23年3月)を策定。

2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：7件 (規制)〔表3-1〕	規制の新設は妥当	7	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を国会へ提出	7			
	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表3-2〕	必要性等は認められる	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	3			
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：29件 〔表3-3〕 { 7の基本目標と 29の業績目標 } 〔表3-4〕	達成	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 27 機構・定員要求に反映 18 機構要求に反映 4 定員要求に反映 18	29		
			おおむね達成	20				
			達成が十分とは 言い難い	3				
		総合評価方式：1つ の行政課題 〔表3-5〕	これまでの取組 を引き続き進め る	1			評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映 1	1
		事業評価方式：11件 (規制)〔表3-6〕	新設された規制 は妥当	11			評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	11
		事業評価方式：2件 (事業)〔表3-7〕	これまでの取組 を引き続き進め る	2	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2		
		未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-	-	
		未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	-	-	-	-	
		その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	-	-	-	-	

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）。

3 評価対象政策の一覧

(1) 事前評価

ア 規制の事前評価

規制の新設又は改廃に係る以下の7政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月21日及び28日に「規制の事前評価書」として公表。

表3-1 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正
1	識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正
2	暴力的要求行為として規制する行為の追加
3	準暴力的要求行為の規制の拡大
4	対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置
5	賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加
6	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止
7	暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

イ 租税特別措置等に係る政策の事前評価

租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表3-2 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）
2	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）
3	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）

(2) 事後評価

ア 実績評価方式

所掌する政策について、別添のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成23年7月21日に「平成22年度実績評価書」として公表。

表3-3 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	引き続き推進

6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	引き続き推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標 7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の基本目標と 29 の業績目標について評価を実施中（平成 24 年度中に公表予定）。

表 3 - 4 実績評価方式により評価実施中の政策

評価対象政策	
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進

基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

イ 総合評価方式

総合評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 1 つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「総合評価書 振り込め詐欺対策の推進」として公表。

表 3 - 5 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	振り込め詐欺対策の推進	引き続き推進

ウ 事業評価方式

事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 119 号)により新設された規制」、「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 369 号)により新設された規制」及び「事業評価書銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 41 号)により新設された規制」として公表。

表 3 - 6 事業評価方式により事後評価した政策(規制)

	評価対象政策	評価結果の反映状況
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 119 号)により新設された規制		
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加	引き続き推進
2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け	引き続き推進

3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務	引き続き推進
4	派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加	引き続き推進
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用	引き続き推進
6	警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加	引き続き推進
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止	引き続き推進
8	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止	引き続き推進
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制		
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加	引き続き推進
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制		
10	準空気銃の所持の禁止	引き続き推進
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加	引き続き推進

事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 2 つの事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」及び「事業評価書 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」として公表。

表 3 - 7 事業評価方式により事後評価した政策（事業）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業	引き続き推進

4 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

（１） 事前評価

表４ - 1 規制を対象として事前評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。
2	暴力的要求行為として規制する行為の追加	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。
3	準暴力的要求行為の規制の拡大	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。
4	対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。
5	賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。
6	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。
7	暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会へ提出した。

表４ - 2 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察の船舶の用途)	警察用船舶による水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、パトロール等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全・安心を確保するため、警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長する税制改正要望を提出した。 なお、平成24年度税制改正大綱において船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長することが盛り込まれた。
2	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察通信施設の非常電源の用途)	警察の各電機通信設備に非常用電源装置を備え、災害等発生時にそれらを稼働させることにより、救出救助、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保し、国民の安全・安心を確保するため、警察通信施設

		<p>の非常電源の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長する税制改正要望を提出した。</p> <p>なお、平成24年度税制改正大綱において非常電源に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長することが盛り込まれた。</p>
3	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(指定自動車教習所の教習用車両の用途)</p>	<p>指定自動車教習所事業の課税負担を免除することで、国民の運転免許取得を支援するとともに、地域の交通安全の確保に資するため、教習用車両の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長する税制改正要望を提出した。</p> <p>なお、平成24年度税制改正大綱において教習用車両に係る軽油引取税の課税免除の特例措置は廃止された。</p>

(2) 事後評価

表 4 - 3 実績評価方式により事後評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりのための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック別防犯ボランティアフォーラム開催 平成24年度概算要求：7百万円 (24年度政府予算案：7百万円 [新規]) ・ 子ども女性安全対策班の資料収集活動用資機材の整備 平成24年度概算要求：1百万円 (24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円]) <p>平成24年度において、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者の再犯防止措置の強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度地方財政計画において、街頭防犯カメラ整備に必要な経費等が容認された。</p>
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域警察官の安全確保・執行力強化のための各種資機材の整備 平成24年度概算要求：595百万円 (24年度政府予算案：595百万円 [23年度予算：831百万円]) ・ 交番・駐在所用住宅地図の整備 平成24年度概算要求：16百万円 (24年度政府予算案：16百万円 [新規]) ・ 無線警ら車に搭載する車載用映像記録システムの整備 平成24年度概算要求：34百万円 (24年度政府予算案：34百万円 [23年度予算：45百万円])
3	少年非行の防止	<p>【引き続き推進】</p> <p>少年非行の防止を推進するための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年非行防止資料等の作成 平成24年度概算要求：4百万円 (24年度政府予算案：4百万円 [23年度予算：4百万円]) ・ 非行少年を生まない社会づくりの推進 平成24年度概算要求：53百万円 (24年度政府予算案：53百万円 [23年度予算：16百万円]) <p>都道府県警察に対し、非行集団等の取締り、街頭補導活動の強化、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査を行うよう指導した。また、非行少年を生まない社会づくりを推進し、少年の規範意識を醸成するための非行防止教室等の開催、少年の居場所づくりのほか、問題を抱えた個々の少年に対して警察から手を差し伸べる立ち直り支援を推進するなどの取組を強化している。</p> <p>平成24年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に要する経費が容認された。</p>

4	犯罪等からの少年の保護	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪等からの少年の保護を推進するための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C S E C 東南アジア国外犯情報交換会議の開催 平成24年度概算要求：4百万円 (24年度政府予算案：4百万円 [23年度予算：4百万円]) ・ 児童ポルノ対策の推進 平成24年度概算要求：41百万円 (24年度政府予算案：41百万円 [23年度予算：16百万円]) ・ 被害少年サポーター謝金等 平成24年度概算要求：108百万円 (24年度政府予算案：108百万円 [23年度予算：108百万円]) <p>平成24年度において、インターネット利用児童ポルノ事犯に対する取締りの更なる強化のための職員を増員要求した。</p> <p>児童買春、児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを強化するとともに、被害少年に対して少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等による継続的なカウンセリングを行うなどの支援を実施している。</p> <p>犯罪対策閣僚会議で決定された「児童ポルノ排除総合対策」及び警察庁が策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進している。</p>
5	良好な生活環境の保持	<p>【引き続き推進】</p> <p>良好な生活環境の保持のため、下記の経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人身取引事犯に対するコンタクトポイント会議の開催 平成24年度概算要求：2百万円 (24年度政府予算案：2百万円 [23年度予算：2百万円]) ・ 人身取引被害申告票の作成 平成24年度概算要求：1百万円 (24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円]) ・ 保安関係執務資料 平成24年度概算要求：2百万円 (24年度政府予算案：2百万円 [23年度予算：2百万円]) <p>平成24年度において、人身取引対策を強化するための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、インターネットを利用したわいせつ事犯対策を強化するための職員を増員要求した。</p>
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保のための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活経済事犯関係執務資料 平成24年度概算要求：1百万円 (24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円]) <p>平成24年度において、悪質商法事犯の取締り等を強化するための職員を増員要求した。</p>
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	<p>【引き続き推進】</p> <p>環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止のための経費を予</p>

		<p>算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境犯罪対策（重機借上費） 平成24年度概算要求：9百万円 （24年度政府予算案：9百万円 [23年度予算 9百万円]） ・ 生活経済事犯関係執務資料（No. 6と同じ） 平成24年度概算要求：1百万円 （24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円]）
8	重要犯罪に係る捜査の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>重要犯罪に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察における死因究明に関する取組の推進 平成24年度概算要求：1,903百万円 （24年度政府予算案：1,903百万円 [23年度予算：1,684百万円]） ・ 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充 平成24年度概算要求：2,008百万円 （24年度政府予算案：1,427百万円 [23年度当初予算：99百万円、23年度補正予算（第3号）：688百万円]） <p>平成24年度において、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化のため、地方警察官を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、警察庁におけるDNA型鑑定体制の強化のための職員を増員要求した。</p>
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>重要犯罪に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充（No. 8と同じ） 平成24年度概算要求：2,008百万円 （24年度政府予算案：1,427百万円 [23年度当初予算：99百万円、23年度補正予算（第3号）：688百万円]） <p>平成24年度において、警察庁におけるDNA型鑑定体制の強化のための職員を増員要求した。（No. 8と同じ）</p>
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>政治・行政・経済の構造的不正の追及を強化していくために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査員の研修に係る経費（経済的不正事件捜査力の強化に必要な経費を含む。） 平成24年度概算要求：25百万円 （24年度政府予算案：25百万円 [23年度予算：25百万円]） <p>平成24年度において、重要知能犯捜査の更なる強化のための職員を増員要求した。</p>
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動を強化していくために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策の推進に係る経費 平成24年度概算要求：55百万円 （24年度政府予算案：55百万円 [23年度予算：2百万円]） ・ 捜査員の研修に係る経費 平成24年度概算要求：1百万円

		<p>(24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円])</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進に要する経費 平成24年度概算要求：7百万円 (24年度政府予算案：7百万円 [新規]) ・ 高齢者犯罪被害防止に要する経費 平成24年度概算要求：33百万円 (24年度政府予算案：33百万円 [新規])
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>科学技術を活用した捜査を推進していくために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一線警察における科学捜査力の強化 平成24年度概算要求：413百万円 (24年度政府予算案：413百万円 [23年度予算：7百万円]) ・ デジタルフォレンジック用資機材の増強等 平成24年度概算要求：32百万円 (24年度政府予算案：32百万円 [23年度当初予算：43百万円、23年度補正予算(第4号)：516百万円]) <p>平成24年度において、警察庁におけるDNA型鑑定体制の強化のための職員を増員要求した。(No. 8と同じ)</p> <p>平成24年度において、ウイルス作成罪等の新設に伴う解析体制強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、機械構造物の破壊事故に対するコンピュータシミュレーションを用いた鑑定手法の研究のための職員を増員要求した。</p>
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>全ての都道府県警察等に対する実地点検を行い、被疑者取調べ監督制度の運用に関する業務指導を実施するとともに、全国会議の場において、都道府県警察等の警察本部長を始めとする幹部職員に対し、同制度の適正な運用、適正な取調べの確保等について指示した。</p> <p>犯罪捜査規範に示された透視鏡の設置基準に基づき、早期設置を行うよう巡回業務指導等を通じて各都道府県警察に対する指導を実施した結果、透視鏡の設置が必要な取調べ室については、整備が終了した。</p> <p>全ての管区警察学校において、指導的立場にある捜査幹部等を対象とした取調べ専科を実施し、更に全ての都道府県警察学校において、管区警察学校での研修結果を踏まえた、捜査員に対する研修を実施した。</p>
14	暴力団の存立基盤の弱体化	<p>【引き続き推進】</p> <p>暴力団犯罪の取締りや社会全体での暴力団排除活動を推進するために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：172百万円 (24年度政府予算案：137百万円 [23年度予算：36百万円])</p> <p>平成24年度において、犯罪インフラ対策のための職員を増員要求した。</p> <p>東日本大震災に係る復旧・復興事業等からの暴力団排除を推進するための職員を増員要求した。</p>
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	<p>【引き続き推進】</p> <p>「薬物対策重点強化プラン」の推進に必要な経費を予算要求し、政</p>

		<p>府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 密輸対策用資機材の整備 平成24年度概算要求：8百万円 (24年度政府予算案：8百万円 [新規]) <p>薬物銃器捜査用車両の減耗更新に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：20百万円 (24年度政府予算案：20百万円 [新規])</p> <p>平成24年度において、犯罪インフラ対策のための職員を増員要求した。(No.14と同じ)</p> <p>平成24年度において、国際薬物・銃器犯罪組織等の壊滅に向けた対策強化のための機構(国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官)の新設を要求した。</p>
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	<p>【引き続き推進】</p> <p>取締体制を強化するための基盤整備に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：15百万円 (24年度政府予算案：13百万円 [23年度予算：13百万円])</p> <p>薬物銃器捜査用車両の減耗更新に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。(No.15と同じ)</p> <p>平成24年度概算要求：20百万円 (24年度政府予算案：20百万円 [新規])</p> <p>平成24年度において、犯罪インフラ対策のための職員を増員要求した。(No.14と同じ)</p> <p>平成24年度において、国際薬物・銃器犯罪組織等の壊滅に向けた対策強化のための機構(国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官)の新設を要求した。(No.15と同じ)</p>
17	来日外国人犯罪対策の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>外国治安機関との連携強化に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：806百万円 (24年度政府予算案：753百万円 [23年度予算：758百万円])</p> <p>平成24年度において、犯罪インフラ対策のための職員を増員要求した。(No.14と同じ)</p>
18	犯罪収益対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪収益対策の強化に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：17百万円 (24年度政府予算案：17百万円 [23年度予算：14百万円])</p> <p>平成24年度において、犯罪インフラ対策のための職員を増員要求した。(No.14と同じ)</p> <p>平成24年度において、タイポロジー分析及び海外送金の実態を解明するための体制の強化のための職員を増員要求した。</p>
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守等に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p>

		<p>平成24年度概算要求：4百万円 (24年度政府予算案：4百万円[23年度予算：13百万円])</p>
20	高齢運転者による交通事故の防止	<p>【引き続き推進】</p> <p>都道府県警察に対して、高齢運転者標識の使用を促進させる広報啓発活動の効果的な実施を指示した。</p> <p>「講習予備検査等の検証改善及び高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究」を実施した。</p> <p>また、都道府県警察に対して、講習予備検査の適正な実施、同検査の結果に基づく効果的な高齢者講習の実施、臨時適性検査の的確な実施等を指示し、安全運転継続の支援を図った。</p>
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	<p>【引き続き推進】</p> <p>飲酒運転を始めとする悪質・危険運転者対策を推進するため、悪質・危険運転の取締りに必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：355百万円 (24年度政府予算案：322百万円 [23年度予算：328百万円])</p> <p>酒気帯び運転等の違反者に対する新しい取消処分者講習の実施要領を作成し、都道府県警察に対して試行を指示した(23年度は9府県警察において試行)。</p> <p>また、都道府県警察に対して、悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施、取消処分者講習、停止処分者講習等の充実について指示した。</p>
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	<p>【引き続き推進】</p> <p>後部座席シートベルト着用の被害軽減効果等の理解を促進させるために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：5百万円 (24年度政府予算案：5百万円[新規])</p>
23	道路交通環境の整備	<p>【引き続き推進】</p> <p>道路交通環境の整備を推進するため、特定交通安全施設等整備事業に必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <p>平成24年度概算要求：17,381百万円 (24年度政府予算案：14,913百万円 [23年度予算：15,229百万円])</p>
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	<p>【引き続き推進】</p> <p>重大テロ事案等の予防鎮圧を推進するための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費 <p>平成24年度概算要求：1,281百万円 (24年度政府予算案：1,262百万円 [平成23年度予算：13百万円])</p> <p>平成24年度において、原子力関連施設の警戒警備を強化するため、地方警察官を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、原子力関連施設の警戒警備に係る指導体制強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、重大テロ事案等の予防鎮圧のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、化学テロ・化学災害への緊急対応に関する研究体制強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、重大テロリズムに係る事案発生時等における</p>

		指導体制強化のための機構（特殊警備対策官）の新設を要求した。
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	<p>【引き続き推進】</p> <p>東日本大震災を始めとする大規模自然災害等の重大事案に的確に対処するための経費を予算要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害対策用資機材の整備に要する経費 平成24年度概算要求：2,782百万円 (23年度補正予算(第1号):2,652百万円、23年度補正予算(第3号):6,403百万円) <p>平成24年度において、大規模災害時における刑事部隊運用・指導体制強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、大規模災害時における効果的な交通部隊の運用のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、災害時交通対策の総合推進のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、大規模災害対策等の強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、災害に強い警察通信を確保するための職員を増員要求した。</p>
26	警備犯罪取締りの的確な実施	<p>【引き続き推進】</p> <p>警備犯罪取締りを的確に推進するための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力関連施設に係るテロ関連情報収集体制の強化に要する経費 平成24年度概算要求：46百万円 (24年度政府予算案：46百万円[新規]) 集会・デモ等における違法事案発生時の探証活動に要する経費 平成24年度概算要求：1百万円 (24年度政府予算案：1百万円[新規]) 不法滞在助長犯罪対策資機材に係る経費 平成24年度概算要求：73百万円 (24年度政府予算案：68百万円[新規]) <p>平成24年度において、情報収集・取締り強化のための職員を増員要求した。</p>
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	<p>【引き続き推進】</p> <p>国内外における情報収集・分析機能の強化により諜報活動・国際テロ等を未然に防止し、また、これらの事案に的確に対処するための経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国治安情報機関等との情報交換等のための各種会議の開催 平成24年度概算要求：15百万円 (24年度政府予算案：15百万円[23年度予算：15百万円]) <p>平成24年度において、原子力関連施設の警戒警備を強化するため、地方警察官を増員要求した。(No.24と同じ)</p> <p>平成24年度において、原子力関連施設の警戒警備に係る指導体制強化のための職員を増員要求した。(No.24と同じ)</p> <p>平成24年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する捜査指導体制の強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、国内外における情報収集・分析機能強化のための職員を増員要求した。</p>

		<p>平成24年度において、重大テロリズムに係る事案発生時等における指導体制強化のための機構（特殊警備対策官）の新設を要求した。（No.24と同じ）</p>
28	<p>犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害給付金 平成24年度概算要求：1,618百万円 （24年度政府予算案：1,618百万円[23年度予算：1,809百万円]） ・身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給 平成24年度概算要求：38百万円 （24年度政府予算案：38百万円[23年度予算：36百万円]）
29	<p>情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組の強化により効果的かつ効率的な技術支援を行っていくほか、サイバー攻撃対策の底上げ及びサイバー攻撃に迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組を進めるなどサイバー空間の安全確保に向け、サイバー犯罪の取締り及びサイバー攻撃対策を総合的に推進することとした。</p> <p>サイバー犯罪の取締り及びサイバー攻撃対策を推進するために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットライン業務の外部委託 平成24年度概算要求：139百万円 （24年度政府予算案：139百万円 [23年度予算：139百万円]） ・サイバー防犯ボランティア育成・支援の在り方に関する調査研究 平成24年度概算要求：3百万円 （24年度政府予算案：3百万円 [新規]） ・サイバーテロ対策用資機材の増強等 平成24年度概算要求：6百万円 （24年度政府予算案：6百万円 [新規]） ・デジタルフォレンジック用資機材の増強等（No.12と同じ） 平成24年度概算要求：32百万円 （24年度政府予算案：32百万円 [23年度当初予算：43百万円、23年度補正予算（第4号）：516百万円]） （上記以外で予算要求したもの） ・サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策の強化 平成24年度概算要求：6百万円 （平成23年度補正予算（第4号）：12百万円） <p>平成24年度において、サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築のための地方警察官を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、インターネット利用児童ポルノ事犯に対する取締りの更なる強化のための職員を増員要求した。（No.4と同じ）</p> <p>平成24年度において、インターネットを利用したわいせつ事犯対策を強化するための職員を増員要求した。（No.5と同じ）</p> <p>平成24年度において、ウイルス作成罪等の新設に伴う捜査指導強</p>

		<p>化等のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する捜査指導體制の強化のための職員を増員した。(No.27と同じ)</p> <p>平成24年度において、情報セキュリティ対策の強化のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策の強化に向けた標的型攻撃への対処能力向上のための職員を増員要求した。</p> <p>平成24年度において、ウイルス作成罪等の新設に伴う解析体制強化のための職員を増員要求した。(No.12と同じ)</p>
--	--	---

表4 - 4 総合評価方式により事後評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	振り込め詐欺対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動を強化していくために必要な経費を予算要求し、政府予算案に計上された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策の推進に係る経費 平成24年度概算要求：55百万円 (24年度政府予算案：55百万円 [23年度予算：2百万円]) ・ 捜査員の研修に係る経費 平成24年度概算要求：1百万円 (24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円]) ・ 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進に要する経費 平成24年度概算要求：7百万円 (24年度政府予算案：7百万円 [新規]) ・ 高齢者犯罪被害防止に要する経費 平成24年度概算要求：33百万円 (24年度政府予算案：33百万円 [新規])

表4 - 5 事業評価方式により事後評価した政策(規制)

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、本規制を引き続き維持することとした。
2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
4	派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。

5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
6	警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
8	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、本規制を引き続き維持することとした。
10	準空気銃の所持の禁止	【引き続き推進】 評価の結果、本規制の有効性、効率性が認められたことから、本規制を引き続き維持することとした。
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、本規制を引き続き維持することとした。

表4 - 6 事業評価方式により事後評価した政策（事業）

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、今後とも、取調べ監督業務の担当部門において、取調べ監督制度の適正な運用を図るとともに、警察組織全体で取調べの一層の適正化を推進していくこととした。
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、本政策を引き続き推進することとした。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

この政策体系は、平成23年度における評価に係るものである。

